

熊本市電子契約サービス提供業務委託プロポーザル実施要項

標記の業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市電子契約サービス提供業務委託

(2) 業務目的

本市では、行政手続きのオンライン化の推進をしており、契約事務の更なるオンライン化を実現させるにあたり、電子契約サービスを導入し、契約事務の効率化及び本市と契約を締結する相手方事業者（以下「契約相手方」という。）の利便性向上を図るものである。

(3) 業務内容

別紙「熊本市電子契約サービス提供業務委託 基本仕様書」のとおり

(4) 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号 ほか

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）9月30日まで

(6) 提案上限額

2,219千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

このうち、令和6年度の上限額は1,779千円とする。

※提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

(7) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

2 担当部署

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 本庁舎6階

熊本市 総務局 契約監理部 契約政策課

電話：096-328-2136（直通）

メールアドレス：keiyakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市

業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、熊本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。
- (10) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、令和2年度（2020年度）以降に履行が完了した、電子契約に関する業務委託の実績を有すること。
電子契約に関する業務とは、電子化した契約書に、クラウド型電子契約サービスの提供事業者が自身の電子署名（タイムスタンプ）を付与することにより、本市及び契約相手方が電子証明書を取得することなく、クラウド上で契約を締結できる、「立会人型」と呼ばれる電子署名サービスを提供する業務とする。

4 申請手続等

- (1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法

令和6年（2024年）3月27日（水）から令和6年（2024年）4月11日（木）まで

参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）については、熊本市ホームページへ掲載するため、その運用時間内にダウンロードすること。また、熊本市ホームページへ掲載するほか、令和6年（2024年）4月11日（木）

までの間、2の担当部署において配布するとともに閲覧に供する（担当部署での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。担当部署での配布は、午前9時から午後5時まで。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

なお、基本仕様書等は、令和6年（2024年）4月30日（火）までの間、2の担当部署で閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書等を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電子メールにより提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 業務実績書（様式第3号）

（業務実績は参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。）

(エ) 同種業務の実績を証する契約書及び仕様書等の写し（必須）

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

イ 提出期限

令和6年（2024年）4月11日（木）午後5時まで

郵送する場合は、令和6年（2024年）4月11日（木）までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。電子メールにより提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参又は電子メールの場合

2の担当部署（開庁日の午前8時30分から午後5時まで）

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

- (ア) 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。
- (イ) ア(エ)の書面が添付されていない場合は、その実績を有しているとは認めない。

また、ア(エ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

- (ウ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合において、うち1組合員でも3(5)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格の確認及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

5 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

説明会等は実施しない。

7 基本仕様書等に対する質問

- (1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書（様式第11号）により電子メールにて提出すること。この場合、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和6年（2024年）3月27日（水）から令和6年（2024年）4月2

4日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部署

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和6年（2024年）4月25日（木）までに開始し、令和6年（2024年）4月30日（火）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部署

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更または履行期間の変更を行うことがある。

9 提案書提出書及びその他の必要書類（以下「提案書等」という。）の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

なお、提案書等を提出した後に、辞退を申し出る場合は、その旨を書面で提出すること。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 提案書提出書（様式第4号）

イ 業務実施体制調書（様式第5号）

ウ 電子契約サービスに関する要件（様式第6号）

エ 運用及び保守に関する要件（様式第7号）

オ 本委託事業においてクラウドサービスを提供する場合の特記事項（様式第8号）

カ 任意要件（様式第9号）

キ 提案内容（様式第10号）

※10ページ以内（両面）

本市における契約事務効率化と本市及び契約する相手方事業者の利便性向上という目的の達成に十分寄与でき、提案内容を確実に実施することが可能な内容であること。また、提案書には次の内容を記載すること。（次の見出しをつけること。）

- (㉚) 電子契約サービスを利用する対象契約の拡充等に向けた支援
- (㉛) 令和6年10月のサービス利用開始に向けたスケジュール
- (㉜) 電子契約の業務フロー及び運用方法
- (㉝) 熊本市情報ネットワークシステム（以下「C ネット」という。）のアカウント（Microsoft365）とのシングルサインオンの実現に向けた支援
- (㉞) アカウント管理やアクセス権管理に係る運用方法

ク 参考見積書（様式自由）

参考見積書の様式は任意とし、導入支援に要する経費と電子契約サービス利用に要する経費（利用料）に分けて記載すること。

契約形態が月額利用料等の場合であって、導入支援の期間中に利用料等が生じる場合、その必要金額は導入支援に要する経費として記載し、備考欄にその旨が分かるよう記載すること。

(2) 提出部数

- ① 正本1部：(1)ア～クの提出書類
- ② 副本7部：(1)イ～クの提出書類

(3) 提出書類作成上の注意事項

- ア 提出書類は原則として、A4版タテ・左とじ・横書き・両面とする。
- イ A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。
- ウ (1)キ 提案内容については所定のページ数以内とすること。
- エ 様式に示している表紙は、(1)イ 業務実施体制調書の前に付けること。
- オ 提出書類は一冊にまとめた状態で提出すること。

(4) 提出期限

令和6年（2024年）4月30日（火）午後5時まで

原則として、郵送により提出すること。なお、令和6年（2024年）4月30日（火）までに必着のこと。この場合、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(5) 提出先

ア 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

イ 持参の場合

2の担当部署（開庁日の午前8時30分から午後5時まで）

(6) 参加表明書等を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面（任意様式）で提出すること。

1 0 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和6年（2024年）5月10日（金）を予定（参加者数により変更の可能性あり）

(2) 実施方法

ヒアリングはオンライン（Microsoft Teams）による質疑応答形式により実施する。また、ヒアリングの時間は30分間程度を予定している（最初20分間プロポーザル参加者による説明の後、審査委員による質疑を10分間程度行う。）。
※詳細は、令和6年（2024年）5月1日（水）を目途に別途プロポーザル参加者に通知する。

(3) ヒアリングは、非公開とする。

(4) 提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す審査項目に対して実施する。

(5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した者の提案書は無効とする。ただし、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとする。

1 1 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本市電子契約サービス提供業務委託契約候補者選定等審査会設置要綱」に基づき、「熊本市電子契約サービス提供業務委託契約候補者選定等審査会」において審査を行う。

(2) 審査の基準

別紙「電子契約サービス提供業務委託 審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、くじにより決定する。なお、下記の者との契約交渉は行わないものとする。

- ・評価点の合計が6割に満たない者
- ・電子契約サービス提供業務委託審査基準の審査項目 No. 1 業務実施体制が0点の者
- ・電子契約サービス提供業務委託審査基準の審査項目 No. 2 業務支援体制が0点の者

1 2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）を担当部署での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 4 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合は、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

- (3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部署で閲覧に供する。

- (4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。

- ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
- エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消せるボールペンは不可）
- (8) 受託者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。なお、受託者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。
- (9) 提案時に提出された参考見積額は、本業務の提案上限額以内で業務実施可能かどうかを判断するためのものであり、契約額を決めるものではない。
- (10) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後選定された事業者と、その提案内容を参考として熊本市との協議により決定する。

15 スケジュール

内 容	日 程
プロポーザル実施要項等交付期間	令和6年4月11日（木）まで
参加表明書の提出期限	令和6年4月11日（木）午後5時
参加資格審査通知	令和6年4月12日（金）予定
質問書提出期限	令和6年4月24日（水）午後5時
質問書回答閲覧期限	令和6年4月30日（火）
提案書等の提出期限	令和6年4月30日（火）午後5時
ヒアリング審査	令和6年5月10日（金）予定
選定結果の公表	令和6年5月14日（火）予定
契約締結	令和6年5月27日（月）予定

※ ただし、プロポーザル参加者数により、スケジュールを変更する可能性がある。

別紙「電子契約サービス提供業務委託 審査基準」審査項目表

No.	審査項目			主な審査基準	配点	備考
1	業務実施体制			・ 本業務を遂行するうえで、業務内容及び業務期間を考慮した十分な体制となっているか。	75	・ 様式第 5 号 ・ 1 5 点満点 × 5 名
2	業務支援体制			・ 電子契約サービスを利用する対象契約の拡充等に向けた対応方針検討の支援が可能なか。	75	・ 提案内容（様式第 1 0 号） ・ 1 5 点満点 × 5 名
3	スケジュール			・ 令和6年10月1日の電子契約サービス利用開始に向けた、導入準備期間のスケジュールは適切か。 ・ 本市と受託者の役割分担が明示されており、本市の事務負担が最小限となるよう工夫されているか。	50	・ 提案内容（様式第 1 0 号） ・ 1 0 点満点 × 5 名
4	必須要件の実現	機能	必須要件の網羅性	・ 基本仕様書 第2章 電子契約サービスの要件等 1.必須要件 (1)電子契約サービスに関する要件 が全て満たされていること。	—	・ 様式6_電子契約サービスに関する要件
		運用	必須要件の網羅性	・ 基本仕様書 第2章 電子契約サービスの要件等 1.必須要件 (2)運用及び保守に関する要件 が全て満たされていること。	—	・ 様式7_運用及び保守に関する要件
		セキュリティ	必須要件の網羅性	・ 基本仕様書 第5章 その他 2.本委託事業においてクラウドサービス（以下「当該クラウドサービス」という。）を提供する場合の特記事項 が全て満たされていること。	—	・ 様式8_本委託事業においてクラウドサービスを提供する場合の特記事項
		利便性	電子契約の業務フロー	・ 提案された業務フロー及び運用は仕様書及び「別紙1.電子契約業務フロー」に合致しているか。	50	・ 提案内容（様式第 1 0 号） ・ 1 0 点満点 × 5 名
			シングルサインオン機能の提供	・ 本市Cネットのアカウント（Microsoft 365）とのシングルサインオンの実現に向けた、有効な検証・構築に係る支援となっているか。	50	・ 提案内容（様式第 1 0 号） ・ 1 0 点満点 × 5 名
			アカウント管理やアクセス権管理に係る運用方法	・ アカウント管理やアクセス権管理に係る効率的かつ効果的な運用方法となっているか。	50	・ 提案内容（様式第 1 0 号） ・ 1 0 点満点 × 5 名
5	任意要件の実現		任意要件の網羅性	・ 基本仕様書 第2章 電子契約サービスの要件等 2.任意要件 が実現できること。	50	・ 様式9_任意要件 ・ 1 0 点満点 × 5 名
6	その他提案		その他有効な提案	・ 必須要件及び任意要件に加え、本市及び契約相手方の利便性向上や業務効率化に寄与する有効な機能や利用方法及び運用が提案されているか。	50	・ 提案内容（様式第 1 0 号） ・ 1 0 点満点 × 5 名
7	類似業務実績			・ 国・地方公共団体における電子契約サービスの提供実績があるか。 ・ 本業務を遂行するうえで、効率的な業務推進及び効果的な提案が図られるよう、過去に類似業務の実績を有しているか。	50	・ 様式第 3 号 ・ 1 0 点満点 × 5 名
合計					500	